

大阪市工業用水道特定運営事業等 令和5年度モニタリング方針

本方針は、大阪市工業用水道特定運営事業等モニタリング計画に基づき市が実施するモニタリングにおいて、令和5年度に特に重点的に取り組む事項を定めるものである。

1 モニタリングの重点事項

市のモニタリングは、事業期間を通じて定例的に行うものとして、運営権者の発議のもとで行う重要管理点等の承認や、報告書や業務全般を運営権者がセルフモニタリングした結果について確認することで主に構成される。

これに加え、特に令和5年度に重点的にモニタリングする事項として、

- ① 前年度の課題を踏まえたもの（令和4年度のモニタリングを経て、顕在化した課題や、改善に取り組んだもの）
- ② 令和5年度特有の業務に対するもの

について、下記に示す「手段」を用いて、「着眼点」に関する運営権者の業務状況を確認する。

[手段]

- (A) 市が「承認・確認」を行う計画書や報告書等について、着眼点にかかる内容を満たしていることを確認する。
- (B) 運営権者の事業所等に保管されている記録類を実地で確認する。
- (C) 作業や工事等における製品仕様や完了状況等を実地で確認する。

[着眼点] （★の項目は①前年度の課題を踏まえたものに該当）

(1) 総務・CS部門

- (ア) 「大阪工水アクセラレートフィールド」において選定する技術分野・技術保有者について、運用規程に基づき、事業の持続性向上が期待でき、施設の機能を阻害しないものとなっているか。(A)
- (イ) 試験料金プランの効果測定結果等の根拠に基づき、需要喚起が期待できる内容として、合理的に新料金プランが設定されているか。(A)
- (ウ) 新料金プランについて、工業用水道料金算定要領（平成25経産省告示第19号）の趣旨を踏まえた内容（特定の者に対して不当な差別的取扱いをしない、原価に照らして公正妥当等）となっているか。(A)
- (エ) 利用者が新料金プランの内容（算定方法等）を十分に理解できるよう、分

かりやすい方法で周知できているか。(A) (B)

(オ) 令和4年度の支援策活用状況及びヒアリング結果等を踏まえ、需要喚起につながる内容として、合理的に給水収益等増加策が立案されているか。(A)

(カ) 重要な社内意思決定（社内会議、セルフモニタリング、委託業者選定、定例検針が未検針となった場合の水量認定など）において、各プロセスの記録管理等が適正に行われているか。(B)★

(2) 浄水部門

(ア) 維持管理データベースのデータ項目の整理及び初期データの入力を完了し、本格運用に移行できているか。(B)

(イ) 配水ポンプの状態監視に係る取得データの分析を行い、故障予知に向けた評価手法の検討結果がまとめられ、令和6年度 of 取組方針に反映されているか。(B)

(ウ) 令和5年度の更新対象設備について、事業計画どおりに実行されているか、施工や安全管理が適切に行われているか。(B) (C)


(3) 給配水部門

(ア) 管路の点検・調査業務において、実施計画に対する進捗状況を定期的に把握し、不測の事態が生じた場合には速やかに当該計画を見直すなど、実施すべき業務を着実に履行するための進捗管理が適切に実施されているか。(B)★

(4) 計画・設計部門

(ア) 状態監視手法で得られたデータ（漏水音センサ、衛星画像解析、水量・水圧）の分析に基づく評価が行われるとともに、分析・評価に関する記録やこれにより得られたノウハウが形式知化されているか。また、評価結果が適切に反映された令和6年度管路管理方針が策定されているか。(B)

2 実施スケジュール（主なもの）

			確認等の時期			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
(A) 承認・確認	総務・CS 部門	(ア) アクセラレートフィールドの技術分野・ 技術保有者の選定状況	○	○	○	○
		(イ) 新料金プランの合理性 (ウ) 新料金プランの公正性		○		
		(エ) 新料金プランの周知				
		(オ) 給水収益等増加策の立案			○	
(B) 記録類の 実地確認	計画・設計 部門	(ア) 状態監視保全手法の分析・評価等				○
	給配水 部門	(ア) 管路の点検・調査業務の進捗管理		○		
	浄水部門	(ア) 維持管理データベースの移行状況				○
	浄水部門	(イ) 配水ポンプの状態監視の調査結果				○
(C) 作業や工事等 の完了状況等 の実地確認	浄水部門	(ウ) 更新工事の施工・安全管理状況				○
						
令和6年度 事業計画書					○	
令和6年度 モニタリング方針						○